

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 26 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等の臨時休業が行われている場合等における
学校給食費の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、特別支援学校（小学部・中学部に限る。以下「小学校等」という。）の臨時休業が行われている場合における学校給食費の取扱いについては、別添1「新型コロナウイルス感染症対策により小学校等において臨時休業が行われた場合の生活保護業務における学校給食費の取扱いについて」（令和2年3月13日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「3月13日付事務連絡」という。）及び別添2「新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業等が行われた場合の生活保護業務における学校給食費の取扱いについて」（令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「4月7日付事務連絡」という。）によりご対応いただいたところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第3号）第32条第1項に基づく全都道府県に対する緊急事態宣言については、令和2年5月25日をもって、全都道府県において解除となりました。

一方で、小学校等が引き続き臨時休業となっている場合や、分散登校により再開する場合もあることから、こうした場合の生活保護業務における教育扶助の学校給食費の取扱いについて、下記のとおりお示いたしますので、各自治体におかれては、ご了知の上適切に対応をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方お願いします。

記

- 1 小学校等において引き続き臨時休業が行われている場合
4月7日付事務連絡に引き続き、3月13日付事務連絡に準じて取り扱われたい。

2 小学校等において分散登校、短縮授業等が行われた場合

(1) 学校給食が行われない場合

4月7日付事務連絡に引き続き、3月13日付事務連絡に準じて取り扱われたい。

(2) 学校給食が行われる日がある場合

ア 学校給食費を学校長に支給する場合

学校給食の請求があった分については、確実に学校給食費が支払われるよう取り扱われたい。併せて、学校給食が行われなかった日数分の、学校給食費に相当する額については、3月13日付事務連絡に準じて、被保護者に行き渡るよう取り扱われたい。

イ 学校給食費を被保護者に支給する場合

学校給食の請求があった分の学校給食費に加えて、学校給食が行われなかった日数分の学校給食費に相当する額を支給されたい。

3 小学校等において通常授業が再開した場合

通常授業再開日以降の学校給食費については、学校長への支払いも含め、確実に学校給食費が支払われるよう取り扱われたい。一方、通常授業再開日の前日以前の学校給食費については、上記1又は2に基づき取り扱われたい。

以上

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 1 3 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における一斉臨時休業に伴う
生活保護業務における学校給食費の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応として、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)」(令和2年2月28日元文科初第1585号文部科学事務次官通知)が発出され、本年3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業を行うよう要請が行われているところです。

また、これに伴い、同省より「臨時休業に伴う学校給食休止への対応について」(令和2年3月10日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)が発出され、学校の設置者に対して、3月2日から春休みまでの臨時休業期間の学校給食費(食材費)について、返還等を行い保護者の負担とならないよう要請が行われているところです。

つきましては、生活保護業務における教育扶助の学校給食費の取扱いについて、下記のとおりお示しいたしますので、各自治体におかれては、ご了知の上適切に対応をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方お願いします。

記

1 学校給食費が被保護者に対して返還された場合の取扱いについて

生活保護制度において、通常予測される生活需要については、経常的最低生活費のやりくりによりまかなうこととしているが、この臨時休業に伴う家庭での昼食は、通常予測される需要ではないことに鑑み、被保護者に対して返還された学校給食費については、福祉事務所への返還を求めないこととされたい。

2 学校給食費を被保護者に対して支給済みであるが、被保護者から学校に学校給食費が納付されていない場合の取扱いについて

上記1の趣旨を踏まえ、被保護者に対して臨時休業期間中の学校給食費に相当する額について、福祉事務所への返還を求めないこととされたい。

3 学校給食費を学校長に対して支給済みであり、福祉事務所に対して返還された又は返還される予定の場合の取扱いについて

上記1の趣旨を踏まえ、臨時休業期間中の学校給食費に相当する額を教育扶助で速やかに被保護者に対して支給されたい。

4 今後、被保護者又は学校長に対して学校給食費を支給予定であった場合の取扱いについて

学校給食費として請求のあった分はこれまでと同様に支給するとともに、上記1の趣旨を踏まえ、臨時休業期間中の学校給食費に相当する額を教育扶助で速やかに被保護者に対して支給されたい。

5 被保護者又は学校長に対して、既に臨時休業期間を考慮した学校給食費を支給済みである場合の取扱いについて

上記1の趣旨を踏まえ、臨時休業期間中の学校給食費に相当する額を教育扶助で速やかに被保護者に対して支給されたい。

6 臨時休業期間中の学校給食費に相当する額の算定にあたっては、関係部局等に確認した額若しくは学校給食費の1食あたりの単価に臨時休業日数を乗じて得た額を用いるなど、適切な方法で算定されたい。

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 7 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業が行われた場合の
生活保護業務における学校給食費の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応として、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（令和2年2月28日元文科初第1585号文部科学事務次官通知）が発出されたことによる本年3月2日から春季休業の開始日までの間の臨時休業期間にかかる生活保護業務における教育扶助の学校給食費の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対策により小学校等において臨時休業が行われた場合の生活保護業務における学校給食費の取扱いについて」（令和2年3月13日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「事務連絡」という。）によりご対応いただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。

これにより、緊急事態措置区域内の市町村の属する都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、学校等を管理する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止の措置を講ずるよう要請することができることとなります。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、中学校、特別支援学校（小学部・中学部に限る。以下「小学校等」という。）が臨時休業となった場合（緊急事態措置区域外における小学校等も含む。）の生活保護業務における教育扶助の学校給食費の取扱いについては、事務連絡に準じて取り扱うこととしましたので、各自治体におかれては、ご了知の上適切に対応をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方をお願いします。